|  |
| --- |
| **多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた****市町村支援事業に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、市町村において地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制を構築するため「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

* **本事業は、「令和４年２月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。**

**１　事業名**

　多機関・多分野が協働した包括的支援体制の構築に向けた市町村支援事業

(1) 事業の趣旨・目的

　　　別紙「仕様書」のとおり

(2) 事業概要

　　　別紙「仕様書」のとおり

　(3) 委託上限額

 　4,898,000円（税込）

**２　スケジュール**

　令和４年３月22日（火）　公募開始

　令和４年３月30日（水）　説明会開催

　令和４年４月７日 （木） 質問受付締切

　令和４年４月20日（水）　提案書類提出締切

　令和４年５月上旬　　　 　選定委員会

　令和４年５月上旬 　　　　契約締結、事業開始

　令和５年３月31日（金） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

 (3)　府の区域内に事業所を有する者等、地域の実情を把握できる状況にある事業者であること。

(4)　府税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲 げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 ２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和４年３月22日（火）から令和４年４月20日（水）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画推進グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前三丁目２番12号

　　　　電話番号：06-6944-7109

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、地域福祉課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/houkatsutekisien/index.html>

からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和４年４月13日（水）から令和４年４月20日（水）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

　　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア　応募申込書（様式１：１部）

　 イ 企画提案書（様式２：１部、副本５部）

　　ウ　応募金額提案書（様式３：１部、副本５部）

　　エ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式４：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式５：１部）
3. 委任状（様式６：１部）

④ 使用印鑑届（様式７：１部）

オ　誓約書（参加資格関係）（様式８：１部）

　　カ　誓約書（暴排）（様式９：１部）

※その他、添付書類

　ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

　イ　①法人登記簿謄本（１部）

* 法人の場合に提出してください。
* 発行日から３カ月以内のもの

　　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

* 個人の場合に提出してください。
* 発行日から３カ月以内のもの
* 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

* 個人の場合に提出してください。
* 発行日から３カ月以内のもの
* 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　　ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

#### 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに 代えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　　エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

① 貸借対照表

　　　　② 損益計算書

　　　　③ 株主資本等変動計算書

　　　オ　障がい者雇用状況報告書（様式10：１部）

#### 常用労働者の総数が43.5人未満の場合のみ提出

#### 常用労働者の総数が43.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した｢障害者雇用

#### 状況報告書｣（令和３年６月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所

#### の受付印のあるもの）の写し（インターネットにより提出した場合は、プリントアウ

#### トした申請書を提出）

　　カ ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式11：１部）

　　キ 生活困窮者自立相談支援機関利用証明書（様式12：１部）

* 自立相談支援機関が発行しているもの

カ及びキは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　＜記入例＞「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和４年３月30日（水）　午後３時から午後４時まで

　(2) 開催場所（地図参照）

　　　ＺＯＯＭクラウドミーティング

　　　ＺＯＯＭでの参加が難しい場合は、以下の場所までお越しください。

　　　大阪府庁別館８階「大阪府福祉部地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課会議室」

　　　住所：大阪市中央区大手前三丁目２番12号

　(3) 申込方法

　　　所定の申込書（別添１）により、電子メール又はＦＡＸでお申し込みください。

　　　事前の申込がなければ、開催を中止します。

　　　　※ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

　　　　※ 現地参加については、応募事業者１者につき２名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

　　　令和４年３月25日（金）午後５時まで



**【受付・配布場所】**

大阪府庁 別館８階

　大阪府福祉部地域福祉推進室

　地域福祉課企画推進グループ

**【説明会開催場所**※**】**

※オンラインでの参加が難しい場合

大阪府庁 別館８階

　大阪府福祉部地域福祉推進室

　福祉人材・法人指導課会議室

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和４年４月７日（木）午後5時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（アドレス：chiikifukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　質問への回答は地域福祉課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/houkatsutekisien/index.html>

に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイントも使用できますので、必要な場合は事前にお知らせください。

エ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　オ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 基本的な考え方・体制 | * 本事業の趣旨を理解し、事業目的及び内容に関する知識が十分にあるか。（包括的支援体制のグランドデザインを示した上で、令和４年度末時点での成果目標を示しているか。）
* 高齢・障がい・児童・生活困窮分野に関する制度、地域福祉支援計画への理解や市町村や各支援機関との連携を図りながら業務を遂行する体制が十分なものであるか。
 | 20点 |
| 市町村等への支援 | 課題把握や解決に向けた支援への提案 | * 市町村及び包括的支援体制の構築に関係する支援機関（以下「市町村等」という。）の課題に対し、有効な助言ができる人員、体制か。
* 課題把握に向けた市町村等へのヒアリングの方策（実施手法、内容、スケジュール等）について、市町村等の負担が少なく、包括的支援体制の構築における具体的な課題を把握できるものであるか。
 | 10点 |
| 多様な主体との連携への提案 | * 地域の実情を踏まえ、多様な民間主体、地域住民等がつながり支え合う場（プラットフォーム）の整備への支援について、提案者の有するネットワークや資源等を活かした具体的な提案か。
* 本事業による支援が終了した後も市町村等の担当者が主体的、継続的に取り組む動機付けとなるような工夫がされているか。
 | 30点 |
| 広域的な連携体制の構築 | * 市町村をまたぐケースの支援調整を行う能力や実績を有している人員・体制を確保できるか。
* コーディネートの際に、市町村等の担当者同士が円滑なコミュニケーションがとれるよう工夫がされているか。
 | 10点 |
| 包括的支援体制構築に向けた府への協力 | * 府が主催する研修の企画・立案に際し、市町村の共通課題の提供や府が主催する会議への参加等、府への協力内容について提案しているか。
* 本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティある取組みの提案がされているか。
* 府が今後実施すべき市町村支援策を提言する方針が示されているか。
 | 15点 |
| 府の施策への対応 | 障がい者雇用 | * 常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。
 | 4点 |
| その他 | * ひとり親家庭の親、または自立相談支援機関利用者の雇用がなされているか。
 | 1点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式（例）満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 |
| 合　　　計 | 100点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を地域福祉課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/houkatsutekisien/index.html>

において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

 (4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。